

表 13

無線従事者の資格と操作等の範囲

区分 資格	無線局の無線設備	通信操作			技術操作				
		国内通信	国際通信		すべて	2kW 以下	500W 以下	250W 以下	外部の転換装置 (注2)
			電気通信業務の通信	電気通信業務の通信を除く通信					
第一級総合無線通信士	① すべての無線局の無線設備	●	●	●					
	② 船舶及び航空機に施設する無線設備				●				
	③ テレビジョン基幹放送局を除く無線局の無線設備					●			
	④ テレビジョン基幹放送局の無線設備						●		
	⑤ レーダー (③以外のもの)				●				
	⑥ ③⑤以外の無線航行局の960MHz以上の電波を使用する無線設備				●				
第二級総合無線通信士	① すべての無線局の無線設備	●							
	② 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局の無線設備	●	●	●					
	③ 移動局 (②を除く。)、航空機のための無線航行局の無線設備	●		●					
	④ 漁船に施設する無線設備 (船舶地球局のものを除く。)	●	●	●					
	⑤ 近海区域内における船舶 (漁船を除く。) に施設する無線設備 (船舶地球局のものを除く。)	●	●	●					
	⑥ 船舶に施設する無線設備						●		
	⑦ 航空機に施設する無線設備				●				
	⑧ レーダー (⑥⑦以外のもの)				●				
	⑨ ⑥⑦⑧以外の無線設備 (基幹放送局のものを除く。) のもの							●	
	⑩ 受信障害対策中継放送局及び特定市区町村放送局の無線設備のもの								●

注1 ●印の欄は、操作することができるものを示します。(以下の表においても同じです。)

(R02.03.31)

注2 電波の質に影響を及ぼさないものに限る。